



新型コロナ対応「作木小 学校生活ガイドライン」⑩

R4.1.14 (レベル3)

《 基本的考え方 》

- ★ 持続的に児童の教育を受ける権利を保障する。(学びを止めない)
- ★ 差別・偏見等の防止に取り組む。
- ★ 保護者の理解と協力を得る。
- ★ 情報を的確に把握し根拠に基づいて取り組む。

1 感染源を断つ

- ・発熱等の風邪症状がある場合には登校しない。(出停)
- ・同居の家族に症状がある場合も登校しない。(出停)
※例えば、仕事等を休む、病院を受診する等、日常生活に支障をきたす程度等
- ・登校前に「健康観察カード」を記入し、登校時の健康状態の把握は玄関ホールで行う。
検温や記入漏れの場合はその場で検温、問診をする。
- ・健康状態等に問題がある場合は保健室へ移動し、保護者連携して自宅療養とする。

2 感染経路を断つ

○ 手洗い

- ・校舎へ入る際には、必ずランチルームで手洗いをする。
- ・ハンカチ・タオルは自分のものを使う。
- ・教室に入る時、出る時は手指消毒をする。(他の教室への出入りも同様。)
- ・共有のものを触る前後の手洗いについてもしっかり指導する。

○ マスクの着用

マスクを外した時はしゃべらないことを徹底！

- ・基本的に常時マスクを着用する。
- ※ ただし、①十分な身体的距離が確保できる場合、②熱中症などの可能性が高いと判断した時は、着用しなくてよい
- ・スクールバスの乗車時には必ずマスクを着用する。
- ・体育の授業ではマスクを着用しない。(ただし、リスクがない場合にはマスクを着用)
- ※ 息苦しいときは一時的に外すなど、自身の判断で適切に対応できるように指導しておく。

○ 清掃・消毒

- ・多くの児童が手を触れる場所(ドアノブ・手すり・スイッチ等)は、1日1回、水拭き後に消毒液を浸した布やペーパータオルで拭く。(掃除時間に児童が行う) ※木曜は職員が行う。
- ・児童によるトイレ掃除は中止する。(有田)
- ・器具・用具や掃除道具などの共有物は、使用の都度消毒するのではなく、使用前後に手洗いをするよう指導する。

3 集団感染リスクへの対応

○ 3密(密閉・密集・密接)を避ける。

- ・教室は基本として常時換気(対角線の窓や戸を10~20cm程度開ける)。※廊下の窓も開ける。
- ・窓のない部屋は常時入り口を開けたり換気扇を用いたりする。(印刷室・放送室・更衣室等)

- ・暖房・エアコン使用時も換気する。

冬季になるため、意識して行う。

- ・人との間に **2 m以上 (最低 1 m以上)** の間隔をとる。
- ・集合時には黙って間隔をとって並ぶ。
- ・ハイタッチは行わない (他の方法を考える)。

【リスクの高い学習活動 (近距離・長時間)】

- ・対面してのグループワーク
- ・一斉に大きな声を出す活動
- ・実験や観察 (理科)
- ・歌唱・リコーダーや鍵盤ハーモニカ等 (音楽)
- ・共同での制作や鑑賞 (図工)
- ・調理実習 (家庭科)
- ・密集・組み合う等の運動 (体育)

- ・給食以外の喫食活動・調理実習は実施しない。(感染防止の徹底が困難なため)

○ リスクの高い学習活動については、**行わない**。児童の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っ
ての発声」を可能なかぎり**避ける**。「一定の距離を保つ」「同じ方向を向く」「回数や時間を絞る」な
どしてもなお、**感染リスクの高い活動は停止する。** (必要最低限で行う。)

- ・家庭科の調理実習は映像資料等を用いて学習し、実際の調理はレベルが下がった段階で実施する
か家庭の協力を仰ぎ家庭学習とする。(単元の入替えも検討する)
- ・音楽の授業はふれあいホールで行う。(換気を十分に行い、机の間隔をとる。歌唱やリコーダー演
奏、鍵盤ハーモニカ等は自分の席で前を向いて行う。歌唱はマスクのまま行う。)
- ・どんぐりによる読み聞かせは中止。(担任等校内指導者による読み聞かせは配慮の下に可。**ただし
児童間に 2 mの間隔をとる⇒教室では座席のまま**)
- ・全校集会は、原則行わない。
⇒学級指導等で、意図的計画的に指導する。朝会については、分散してできることは行う。
- ・下校時の集会は時間をずらして、分散して行なう。
- ・休み時間中の行動について指導する。(距離をとって過ごす、トイレは順番に黙って利用する)

4 その他

- 急な休みを想定し備えておく。
 - ・年間計画をもとに、教育課程の確実な実施に努める。(教育内容の漏れがないよう工夫する)
 - ・必須の事柄は早めに取り組んでおく。
 - ・急な休みに備え、できる準備をしておく。(教科書・指導書やドリル・ワーク等の場所をはっきりさ
せる。すぐに使えるプリント等を用意しておく等)
 - ・発達の段階に応じて iPad を積極的に活用し、**オンラインによる授業配信**、家庭学習等が行えるよ
う準備しておく。
- 給食 (基本的な感染症対策は生活保体部提案による)
 - ・分散して喫食時の間隔を広くとる。(1・2・6年は教室、3・4・5年はランチルーム)
 - ・食後のみぎき・**うがいは当面見合わせ**。
- 来校者の訪問や校外での活動については、**慎重に内容と状況を検討したうえで判断・実施する。**
- ペッパーの活用においては、手指の消毒や密にならない指導を徹底する。

★ 「学校の新しい生活様式」(2021.11.22 Ver.7) 文部科学省 に基づき感染症対策を行う。